

平成27年6月亀山市議会定例会 提出議案 条例新旧対照表

	頁
議案第46号 亀山市まちづくり基本条例の一部を改正する条例	1
議案第47号 亀山市税条例等の一部を改正する条例	2
議案第48号 亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例	25
議案第49号 亀山市営住宅条例の一部を改正する条例	28

亀山市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 納付書 納税者が徴収金を納付するために用いる文書で、市が作成するものに納税者の住所及び氏名<u>(法人にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。))</u> (法人番号を有しない者にあっては、事務所又は事業所の所在地及び名称) 並びにその納付すべき徴収金額その他納付について必要な事項を記載するものをいう。</p> <p>(3) 納入書 特別徴収義務者が徴収金を納入するために用いる文書で、市が作成するものに、特別徴収義務者の住所及び氏名<u>(法人にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号)</u> 並びにその納入すべき徴収金額その他納入について必要な事項を記載するものをいう。</p> <p>(市民税の納税義務者等)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 納付書 納税者が徴収金を納付するために用いる文書で、市が作成するものに納税者の住所及び氏名<u>又は名称</u> _____ _____ _____並びにその納付すべき徴収金額その他納付について必要な事項を記載するものをいう。</p> <p>(3) 納入書 特別徴収義務者が徴収金を納入するために用いる文書で、市が作成するものに、特別徴収義務者の住所及び氏名<u>又は名称</u> _____並びにその納入すべき徴収金額その他納入について必要な事項を記載するものをいう。</p> <p>(市民税の納税義務者等)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人</p>

(以下この節において「外国法人」という。)に対するこの節の規定の適用については、恒久的施設(法第292条第1項第14号に規定する恒久的施設をいう。)をもって、その事務所又は事業所とする。

3 (略)

(所得割の課税標準)

第17条 (略)

2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法(昭和40年法律第33号)その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によって算定する。ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。

3～6 (略)

(市民税の申告)

第26条 (略)

2～6 (略)

7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第12条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内にその名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

(以下この節において「外国法人」という。)に対するこの節の規定の適用については、恒久的施設(法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。)をもって、その事務所又は事業所とする。

3 (略)

(所得割の課税標準)

第17条 (略)

2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法(昭和40年法律第33号)その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によって算定する。_____

3～6 (略)

(市民税の申告)

第26条 (略)

2～6 (略)

7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第12条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内にその名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在_____、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第27条の3 (略)

2及び3 (略)

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第5項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 (略)

(法人の市民税の申告納付)

第43条 (略)

2～5 (略)

6 法人税法第81条の2第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の2第4項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第44条第3項及び第46条第2項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第44条第3項及び第46条第2項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第46条第2項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の2第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第46条第2項において同じ。）の課税

第27条の3 (略)

2及び3 (略)

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第4項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 (略)

(法人の市民税の申告納付)

第43条 (略)

2～5 (略)

6 法人税法第81条の2第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の2第4項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第44条第3項及び第46条第2項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。第44条第3項及び第46条第2項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第46条第2項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の2第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第46条第2項において同じ。）の課税

標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第46条第2項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第7条の規定を適用することができる。

（法人の市民税に係る不足税額の納付の手続）

第44条（略）

2（略）

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日

（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと（同条第2項又は第4項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあつては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと）による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎と

標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第46条第2項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第7条の規定を適用することができる。

（法人の市民税に係る不足税額の納付の手続）

第44条（略）

2（略）

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日

（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと（同条第2項又は第4項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあつては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと）による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎と

なる期間から控除する。

(市民税の減免)

第45条 (略)

2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号

(2) 法人税額の課税標準の算定期間又は均等割額の算定期間、納期限及び税額

(3) 減免を受けようとする事由

3 (略)

第62条 法第348条第2項第10号から第10号の10までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から第10号の10までに規定する事業又は施設(以下この条において「社会福祉事業等」という。)を経営する者の所有に属しない者である場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を経営する者に無料で使用させていることを証明する書面を添付し

なる期間から控除する。

(市民税の減免)

第45条 (略)

2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 法人税額の課税標準の算定期間又は均等割額の算定期間、納期限及び税額

(2) 減免を受けようとする事由

3 (略)

第62条 法第348条第2項第10号から第10号の9までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から第10号の9までに規定する事業又は施設(以下この条において「社会福祉事業等」という。)を経営する者の所有に属しない者である場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を経営する者に無料で使用させていることを証明する書面を添付し

なければならない。

(1) ~ (6) (略)

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)

第64条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

(施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出)

第69条 施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) ~ (4) (略)

2 (略)

(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額のあ

なければならない。

(1) ~ (6) (略)

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)

第64条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の9まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

(施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出)

第69条 施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所及び氏名

(2) ~ (4) (略)

2 (略)

(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額のあ

ん分の申出)

第70条 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額のおん分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) ~ (5) (略)

2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地(以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額のおん分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者(第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度(第3号及び第84条において「被災年度」という。)の翌年度又は翌々年度(法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等(第84条において「避難の指示等」という。)が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日(以下この項及び第84条において「避難等解除日」という。)の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年(第84条において「被災年」という。)の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類

ん分の申出)

第70条 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額のおん分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所及び氏名

(2) ~ (5) (略)

2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地(以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額のおん分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者(第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度(第3号及び第84条において「被災年度」という。)の翌年度又は翌々年度(法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等(第84条において「避難の指示等」という。)が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日(以下この項及び第84条において「避難等解除日」という。)の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年(第84条において「被災年」という。)の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類

を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) ～ (6) (略)

3 及び 4 (略)

(固定資産税の減免)

第 7 8 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。

(1) ～ (4) (略)

2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) ～ (5) (略)

3 (略)

(住宅用地の申告)

第 8 3 条 賦課期日において、住宅用地を所有する者は、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべき事項に異動がない場合を除き、当該年度の初日の属する年の 1 月 3 1 日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出し

を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所及び氏名

(2) ～ (6) (略)

3 及び 4 (略)

(固定資産税の減免)

第 7 8 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。

(1) ～ (4) (略)

2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) ～ (5) (略)

3 (略)

(住宅用地の申告)

第 8 3 条 賦課期日において、住宅用地を所有する者は、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべき事項に異動がない場合を除き、当該年度の初日の属する年の 1 月 3 1 日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出し

なければならない。

(1) 住宅用地の所有者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号
(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は
名称)

(2) ~ (4) (略)

2 (略)

(被災住宅用地の申告)

第84条 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する
場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の
規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項におい
て同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又
は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の
属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年
度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦
課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日まで
に次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類
を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人
番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
並びに当該納税義務者が令第52条の13第1項第3号から第5号
まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつ
ては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第
2号に掲げる者との関係

(2) ~ (6) (略)

なければならない。

(1) 住宅用地の所有者の住所及び氏名又は名称

(2) ~ (4) (略)

2 (略)

(被災住宅用地の申告)

第84条 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する
場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の
規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項におい
て同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又
は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の
属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年
度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦
課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日まで
に次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類
を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

並びに当該納税義務者が令第52条の13第1項第3号から第5号
まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつ
ては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第
2号に掲げる者との関係

(2) ~ (6) (略)

2 (略)

(軽自動車税の減免)

第96条 (略)

2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。次条において同じ。)又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(3)～(8) (略)

3 (略)

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第97条 (略)

2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を

2 (略)

(軽自動車税の減免)

第96条 (略)

2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は氏名若しくは名称

(3)～(8) (略)

3 (略)

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第97条 (略)

2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を

受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1) 減免を受ける者の氏名、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）並びに減免を受ける者が、身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係

(2) ～ (6) (略)

3及び4 (略)

(特別土地保有税の減免)

第125条 市長は、次の各号のいずれかに該当する土地又はその取得のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者又は取得者に対して課する特別土地保有税を減免することができる。

(1) ～ (3) (略)

2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、

受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1) 減免を受ける者の氏名及び住所

_____並びに減免を受ける者が、身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係

(2) ～ (6) (略)

3及び4 (略)

(特別土地保有税の減免)

第125条 市長は、次の各号のいずれかに該当する土地又はその取得のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者又は取得者に対して課する特別土地保有税を減免することができる。

(1) ～ (3) (略)

2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、

納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) 及び(3) (略)

3 (略)

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第139条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(2) 及び(3) (略)

附 則

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) 及び(3) (略)

3 (略)

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第139条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所及び氏名又は名称

(2) 及び(3) (略)

附 則

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第8条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第46条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第46条の規定による延滞金にあっては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第46条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。

2 （略）

第8条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第46条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第145条第1項において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第46条の規定による延滞金にあっては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第46条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。

2 （略）

第14条の2の2 平成22年度から平成41年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成31年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第19条及び第21条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2及び3 （略）

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第17条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

2～5 （略）

6 法附則第15条第18項に規定する条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第18項に規定する条例で定める割合は、2分の1）とする。

7 法附則第15条第36項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

8 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は、4分の3

第14条の2の2 平成22年度から平成39年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成29年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第19条及び第21条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2及び3 （略）

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第17条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

2～5 （略）

6 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

8 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、4分の3

とする。

10 法附則第15条の8第4項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第18条 法附則第15条の6第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) 及び(3) (略)

2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第2項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) ~ (4) (略)

3 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人

とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第18条 法附則第15条の6第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) 及び(3) (略)

2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第2項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) ~ (4) (略)

3 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) 及び (3) (略)

4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第2号に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) 及び (3) (略)

5 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) 及び (3) (略)

6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3箇月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類

(2) 及び (3) (略)

4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第2号に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) 及び (3) (略)

5 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) 及び (3) (略)

6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3箇月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類

を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) ~ (6) (略)

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3箇月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) ~ (7) (略)

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3箇月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) ~ (6) (略)

9 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の

を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) ~ (6) (略)

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3箇月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) ~ (7) (略)

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3箇月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) ~ (6) (略)

9 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の

規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) ～ (6) (略)

(軽自動車税の税率の特例)

第29条の2 法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第91条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第91条第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) ～ (6) (略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第91条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第91条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第91条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第91条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

第30条 削除

(たばこ税の税率の特例)

第30条 たばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定

価法（昭和40年法律第122号）第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時ににおける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、第102条の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき2,495円とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第105条第1項から第4項までの規定の適用については、同条第1項中「第34号の2様式」とあるのは「第48号の5様式」と、同条第2項中「第34号の2の2様式」とあるのは「第48号の6様式」と、同条第3項中「第34号の2の6様式」とあるのは「第48号の9様式」と、同条第4項中「第34号の2様式又は第34号の2の2様式」とあるのは「第48号の5様式又は第48号の6様式」とする。

亀山市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前																														
<p>第1条 亀山市税条例（平成17年亀山市条例第50号）の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第29条の2第3項中「<u>附則第30条第3項第1号</u>」を「<u>附則第30条第5項第1号</u>」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「<u>附則第30条第2項第1号</u>」を「<u>附則第30条第4項第1号</u>」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「<u>附則第30条第1項第1号</u>」を「<u>附則第30条第3項第1号</u>」に、「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「<u>初回車両番号指定</u>」という。）」を「<u>初回車両番号指定</u>」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。</p> <p>法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「<u>初回車両番号指定</u>」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第91条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"><u>第91条第2号ア</u></td> <td style="text-align: center;"><u>3,900円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>4,600円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>6,900円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>8,200円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>10,800円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>12,900円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>3,800円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>4,500円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>5,000円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>6,000円</u></td> </tr> </table>	<u>第91条第2号ア</u>	<u>3,900円</u>	<u>4,600円</u>		<u>6,900円</u>	<u>8,200円</u>		<u>10,800円</u>	<u>12,900円</u>		<u>3,800円</u>	<u>4,500円</u>		<u>5,000円</u>	<u>6,000円</u>	<p>第1条 亀山市税条例（平成17年亀山市条例第50号）の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第29条の次に次の1条を加える。</p> <p style="text-align: center;">（<u>軽自動車税の税率の特例</u>）</p> <p>第29条の2 <u>法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第91条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"><u>第91条第2号ア</u></td> <td style="text-align: center;"><u>3,900円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>4,600円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>6,900円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>8,200円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>10,800円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>12,900円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>3,800円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>4,500円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>5,000円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>6,000円</u></td> </tr> </table>	<u>第91条第2号ア</u>	<u>3,900円</u>	<u>4,600円</u>		<u>6,900円</u>	<u>8,200円</u>		<u>10,800円</u>	<u>12,900円</u>		<u>3,800円</u>	<u>4,500円</u>		<u>5,000円</u>	<u>6,000円</u>
<u>第91条第2号ア</u>	<u>3,900円</u>	<u>4,600円</u>																													
	<u>6,900円</u>	<u>8,200円</u>																													
	<u>10,800円</u>	<u>12,900円</u>																													
	<u>3,800円</u>	<u>4,500円</u>																													
	<u>5,000円</u>	<u>6,000円</u>																													
<u>第91条第2号ア</u>	<u>3,900円</u>	<u>4,600円</u>																													
	<u>6,900円</u>	<u>8,200円</u>																													
	<u>10,800円</u>	<u>12,900円</u>																													
	<u>3,800円</u>	<u>4,500円</u>																													
	<u>5,000円</u>	<u>6,000円</u>																													

	5, 0 0 0 円	6, 0 0 0 円
--	------------	------------

附 則

第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第91条及び新条例附則第29条の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第91条第2号ア	3, 9 0 0 円	3, 1 0 0 円
	6, 9 0 0 円	5, 5 0 0 円
	1 0, 8 0 0 円	7, 2 0 0 円
	3, 8 0 0 円	3, 0 0 0 円
	5, 0 0 0 円	4, 0 0 0 円
新条例附則第29条の2第1項の表以外の部分	第91条	亀山市税条例等の一部を改正する条例（平成26年亀山市条例第14号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第91

附 則

第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第91条及び新条例附則第29条の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第91条第2号ア	3, 9 0 0 円	3, 1 0 0 円
	6, 9 0 0 円	5, 5 0 0 円
	1 0, 8 0 0 円	7, 2 0 0 円
	3, 8 0 0 円	3, 0 0 0 円
	5, 0 0 0 円	4, 0 0 0 円
新条例附則第29条の2 _____ の表以外の部分	第91条	亀山市税条例等の一部を改正する条例（平成26年亀山市条例第14号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第91

		条
新条例附則第29条 の2第1項の表第9 1条第2号アの項	第91条第2号ア	平成26年改正 条例附則第6条 の規定により読 み替えて適用さ れる第91条第 2号ア
	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

		条
新条例附則第29条 の2____の表第9 1条第2号アの項	第91条第2号ア	平成26年改正 条例附則第6条 の規定により読 み替えて適用さ れる第91条第 2号ア
	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則 (法附則第 1 5 条第 3 6 項の条例で定める割合)</p> <p>4 (略)</p> <p><u>(法附則第 1 5 条第 1 8 項の条例で定める割合)</u></p> <p><u>5 法附則第 1 5 条第 1 8 項に規定する条例で定める割合は、5 分の 3</u> <u>(都市再生特別措置法(平成 1 4 年法律第 2 2 号) 第 2 条第 5 項に規定</u> <u>する特定都市再生緊急整備地域における法附則第 1 5 条第 1 8 項に規</u> <u>定する条例で定める割合は、2 分の 1) とする。</u></p> <p>(宅地等に対して課する平成 2 7 年度から平成 2 9 年度までの各年度 分の都市計画税の特例)</p> <p><u>6 (略)</u></p> <p><u>7 (略)</u></p> <p><u>8 附則第 6 項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成 2 7 年度から平</u> <u>成 2 9 年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等</u> <u>調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課</u> <u>税標準となるべき価格に 1 0 分の 2 を乗じて得た額(当該宅地等が当</u> <u>該年度分の固定資産税について法第 3 4 9 条の 3 (第 2 0 項を除く。)</u> <u>又は法附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地</u> <u>等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)</u> <u>を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額</u></p>	<p>附 則 (法附則第 1 5 条第 3 6 項の条例で定める割合)</p> <p>4 (略)</p> <p>(宅地等に対して課する平成 2 7 年度から平成 2 9 年度までの各年度 分の都市計画税の特例)</p> <p><u>5 (略)</u></p> <p><u>6 (略)</u></p> <p><u>7 附則第 5 項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成 2 7 年度から平</u> <u>成 2 9 年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等</u> <u>調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課</u> <u>税標準となるべき価格に 1 0 分の 2 を乗じて得た額(当該宅地等が当</u> <u>該年度分の固定資産税について法第 3 4 9 条の 3 (第 2 0 項を除く。)</u> <u>又は法附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地</u> <u>等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)</u> <u>を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額</u></p>

とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、附則第6項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

11 （略）

（農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分

とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、附則第5項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

8 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

10 （略）

（農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分

の都市計画税の特例)

1 2 (略)

1 3 附則第6項及び第8項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第6項及び第9項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第7項、第9項及び第10項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第9項、第10項及び前項の「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、前項の「農地」とは法附則第17条第1号に、前項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

1 4 (略)

の都市計画税の特例)

1 1 (略)

1 2 附則第5項及び第7項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第5項及び第8項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第6項、第8項及び第9項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第8項、第9項及び前項の「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、前項の「農地」とは法附則第17条第1号に、前項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

1 3 (略)

亀山市営住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後					改正前				
別表第1（第3条関係）					別表第1（第3条関係）				
1（略）					1（略）				
2 借上げによる市営住宅の名称、位置等					2 借上げによる市営住宅の名称、位置等				
設置年度	名称	位置	構造	戸数	設置年度	名称	位置	構造	戸数
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
平成27年度	野村団地住宅	野村一丁目10番7-101号、10番7-202号、10番7-203号、10番7-205号及び10番7-303号	中層耐火3階	5	平成27年度	野村団地住宅	野村一丁目10番7-101号、10番7-202号、10番7-203号、10番7-205号及び10番7-303	中層耐火3階	5
平成27年度	川合住宅	川合町543番地及び544番地	木造2階	8					
平成27年度	北鹿島台住宅	北鹿島町2番5-3-101号、2番5-3-102号、2番5-3-201号及び2番5-3-202号	木造2階	4					

平成27年度	若山住宅	若山町1番7-101号、1番7-102号、1番7-103号、1番7-105号、1番8-201号、1番8-202号、1番8-203号及び1番8-205号	木造2階	8
--------	------	---	------	---